

2021年JAF国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定

<新旧対照表>

下線部分：変更箇所

2021年規定	2020年規定
<p><b>第1章 一般規定</b> 第1条 (略)</p> <p><b>第2条 車両の定義</b> <b>2.1) FIA公認車両 (R車両)</b> FIAによりグループA、R、N (公認有効期限後8年を経過していない車両を含む) として公認された車両で、本編に従い、<u>かつ、以下の①～③のいずれかを満たした車両。</u></p> <p>①道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>②<u>臨時運行許可証および番号標を有する車両。ただし、当該許可における運行目的がラリー競技会への参加であること。</u></p> <p>③自動車カルネ (“AIT/FIA Carnet de Passages en Douane”等) により一時輸入された車両。</p> <p>2.2) ~ (以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><b>第1章 一般規定</b> 第1条 (略)</p> <p><b>第2条 車両の定義</b> <b>2.1) FIA公認車両 (R車両)</b> FIAによりグループA、R、N (公認有効期限後8年を経過していない車両を含む) として公認された車両で、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) に適合し、本編に従った自動車登録番号標 (車両番号標) を有する車両。</p> <p>2.2) ~ (以下略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>